

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年十二月二十七日

目次

規 則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	一三
知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(同)	一三
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(同)	一三
人事委員会規則	(同)	一八
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一三
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	一八

規 則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,800	185,300	207,500	254,800	284,600
	2	133,700	186,800	208,700	256,100	286,500
	3	134,700	188,300	210,100	257,300	288,300
	4	135,600	189,700	211,400	258,500	290,100
	5	136,600	191,000	212,800	259,400	292,000
	6	137,600	192,500	214,200	260,700	293,900
	7	138,700	194,000	215,600	261,800	295,700
	8	139,700	195,400	217,000	263,000	297,500
	9	140,500	196,900	218,400	264,100	299,000
	10	141,500	197,900	220,000	265,000	300,800
	11	142,600	199,200	221,600	266,300	302,600
	12	143,700	200,300	223,100	267,500	304,400
	13	144,500	201,600	224,300	268,500	305,800
	14	145,500	202,700	225,800	269,600	307,500
	15	146,500	203,800	227,300	270,700	309,200
	16	147,500	204,900	228,700	271,700	310,800
	17	148,600	205,900	229,600	272,700	312,300
	18	149,900	207,100	230,300	273,900	314,000
	19	151,100	208,100	231,200	275,000	315,600
	20	152,300	209,100	232,200	276,000	317,300
	21	153,500	210,000	233,200	277,000	318,300
	22	154,700	211,100	234,700	278,100	319,700
	23	155,900	212,300	236,000	279,200	321,100
	24	157,100	213,300	237,100	280,200	322,600
	25	158,400	214,200	238,600	281,100	323,800
	26	159,900	215,100	239,900	282,200	325,300
	27	161,400	215,800	241,200	283,300	326,700
	28	162,900	216,800	242,600	284,400	328,100
	29	164,400	217,700	243,500	285,400	329,700
	30	165,900	218,900	244,700	286,500	331,000
	31	167,400	219,900	246,000	287,500	332,300
	32	169,000	220,800	247,200	288,500	333,500

	33	170,500	221,400	248,300	289,200	334,600
	34	172,300	222,700	249,700	290,200	335,600
	35	174,200	223,800	250,800	291,100	336,700
	36	176,000	225,000	252,000	292,200	337,900
	37	177,800	225,600	253,300	292,800	339,000
	38	179,600	226,800	254,500	293,700	340,100
	39	181,300	228,000	255,800	294,600	341,100
	40	183,000	229,200	257,100	295,600	342,100
	41	184,700	230,100	258,200	296,200	343,200
	42	186,100	231,300	259,500	297,200	344,200
	43	187,400	232,300	260,600	298,200	345,200
	44	188,800	233,400	261,900	299,100	346,200
	45	190,400	234,600	262,800	299,900	347,100
	46	191,700	235,600	263,900	300,800	348,100
	47	193,100	236,700	265,100	301,700	349,200
	48	194,600	237,700	266,100	302,600	350,200
	49	195,900	238,800	267,400	303,300	351,100
	50	197,000	239,900	268,600	303,900	352,000
	51	198,100	241,000	269,800	304,700	352,900
	52	199,300	242,100	270,700	305,500	353,800
	53	200,500	243,200	271,600	306,100	354,600
	54	201,600	244,200	272,800	306,900	355,400
	55	202,500	245,200	274,000	307,600	356,200
	56	203,600	246,000	275,200	308,300	356,900
	57	204,800	246,900	276,000	309,000	357,600
	58	205,800	247,900	277,100	309,800	358,400
	59	206,800	248,900	278,200	310,600	359,300
	60	207,800	249,900	279,200	311,300	360,000
	61	208,900	250,700	280,200	311,900	360,700
	62	209,900	251,600	281,300	312,600	361,400
	63	210,800	252,500	282,200	313,300	362,100
再任用	64	211,700	253,400	283,300	314,000	362,800
職員以	65	212,400	254,300	284,100	314,500	363,400
外の職	66	213,200	255,100	284,900	315,100	364,000
員	67	213,900	255,900	285,700	315,700	364,500
	68	214,700	256,600	286,600	316,300	365,000
	69	215,200	257,300	287,200	316,900	365,400
	70	215,800	257,900	288,000	317,300	
	71	216,100	258,300	288,800	317,800	

72	216,600	258,700	289,500	318,300
73	216,800	259,000	290,300	318,600
74	217,400	259,400	291,100	319,100
75	217,900	259,900	291,900	319,600
76	218,600	260,400	292,700	320,100
77	218,800	260,700	293,300	320,300
78	219,600	261,100	293,800	320,600
79	220,100	261,600	294,300	320,900
80	220,700	262,100	294,700	321,200
81	221,400	262,400	295,100	321,500
82	221,800	262,700	295,600	321,800
83	222,400	263,000	296,100	322,200
84	223,100	263,300	296,600	322,500
85	223,700	263,500	297,000	322,700
86	224,200	263,800	297,600	323,100
87	224,800	264,100	298,200	323,400
88	225,500	264,400	298,800	323,600
89	226,000	264,600	299,100	323,800
90	226,600	264,800	299,600	324,100
91	227,200	265,200	300,100	324,400
92	227,700	265,400	300,600	324,700
93	228,200	265,700	301,000	324,900
94	228,700	266,100	301,500	325,200
95	229,200	266,500	302,000	325,500
96	229,700	266,900	302,500	325,700
97	230,000	267,100	302,800	325,900
98	230,500	267,400	303,200	326,200
99	231,000	267,600	303,700	326,500
100	231,500	267,900	304,200	326,700
101	231,900	268,200	304,600	326,900
102	232,400	268,400	305,000	
103	233,000	268,700	305,300	
104	233,600	269,000	305,700	
105	234,000	269,200	306,000	
106	234,500	269,400	306,400	
107	234,800	269,700	306,800	
108	235,300	269,900	307,200	
109	235,500	270,200	307,500	

	110	235,900	270,500	307,900		
	111	236,400	270,800	308,300		
	112	236,800	271,000	308,600		
	113	237,000	271,200	308,800		
	114	237,500	271,500	309,100		
	115	238,000	271,700	309,400		
	116	238,500	271,900	309,600		
	117	238,800	272,200	309,800		
	118	239,300	272,500	310,100		
	119	239,700	272,800	310,400		
	120	240,100	273,100	310,600		
	121	240,500	273,300	310,800		
	122		273,500	311,100		
	123		273,800	311,400		
	124		274,100	311,700		
	125		274,300	311,900		
	126		274,500	312,200		
	127		274,800	312,500		
	128		275,100	312,700		
	129		275,300	312,900		
	130		275,500	313,200		
	131		275,800	313,500		
	132		276,100	313,700		
	133		276,300	313,900		
	134		276,500			
	135		276,800			
	136		277,100			
	137		277,300			
再任用 職員		197,300	208,700	227,500	248,700	280,000

別表第三の二中

22
23
24
25
26
27
28
29
29
30
30
31
31
32

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27
28
29
30
31
58
58
59

59
60
60
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64
57

58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
63

66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69

70
70
70
70
70
70
71
71
71
65
66
66
66
66
66
66
67

67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
70
70
70

70
70
70

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び附則第五項の規定による改正後の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年岐阜県規則第四号）の規定は、平成三十年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 適用日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能職員等のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しないものの、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能職員等のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものの、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与（岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年岐阜県規則第九号。以下「平成二十七年改正規則」という。）附則第七項及び第八項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規則の規定による給与（平成二十七年改正規則附則第七項及び第八項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。
- 岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部改正
- 岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第2 (附則第3項関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1から69まで	1号給から121号給までは、岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則	1号給から137号給までは、技能労務職給料表の職務の級2級のそれぞれの号給に対応する額	1号給から133号給までは、技能労務職給料表の職務の級3級のそれぞれの号給に対応する額	1号給から101号給までは、技能労務職給料表の職務の級4級のそれぞれの号給に対応する額	1号給から69号給までは、技能労務職給料表の職務の級5級のそれぞれの号給に対応する額
	70	(以下「規則」という。)別表第1(以下「技能労務職給料表」という。)の職務の級1級のそれぞれの号給に対応する額				366,000
	71					366,600
	72					367,200
	73					367,600
	74					368,200
	75					368,800
	76					369,400
	77					369,800
	78					370,300
	79					370,900
	80					371,500
	81					371,900
	82					372,500
	83					373,100
	84					373,700
	85					374,100
	86					374,700
	87					375,300
	88					375,900
	89					376,300
	90					376,900
	91					377,500
	92					378,100
	93					378,500
	94					379,100
	95					379,600
	96					380,200
	97					380,600

	98				381,200
	99				381,800
	100				382,400
	101				382,800
	102			327,200	383,400
	103			327,500	384,000
	104			327,900	384,600
	105			328,200	385,000
	106			328,600	385,600
	107			329,000	386,200
	108			329,400	386,800
	109			329,700	387,200
	110			330,100	387,800
	111			330,500	388,400
	112			330,900	388,900
	113			331,200	389,300
	114			331,600	389,900
	115			332,000	390,500
	116			332,400	391,100
	117			332,700	391,500
	118			333,100	392,100
	119			333,500	392,700
	120			333,900	393,300
	121			334,200	393,700
	122	240,900		334,600	394,300
	123	241,300		335,000	394,900
	124	241,700		335,400	395,500
	125	242,100		335,700	395,900
	126	242,500		336,100	396,500
	127	243,000		336,500	397,100
	128	243,400		336,900	397,700
	129	243,800		337,200	398,100
	130	244,200		337,600	398,600
	131	244,600		338,000	399,200
	132	245,000		338,400	399,800
	133	245,400		338,700	400,200
再任用職	134	245,800	314,300	339,100	400,800
員以外の	135	246,200	314,700	339,500	401,400
職員	136	246,600	315,100	339,900	402,000

137	247,000		315,300	340,200
138	247,400	277,500	315,700	340,600
139	247,800	277,800	316,100	341,000
140	248,300	278,100	316,500	341,400
141	248,700	278,200	316,700	341,700
142	249,100	278,500	317,100	342,100
143	249,500	278,800	317,500	342,500
144	249,900	279,100	317,900	342,900
145	250,300	279,200	318,100	343,200
146	250,700	279,500	318,500	343,600
147	251,100	279,800	318,900	344,000
148	251,500	280,100	319,300	344,400
149	251,900	280,200	319,500	344,700
150	252,300	280,500	319,900	345,100
151	252,700	280,800	320,300	345,500
152	253,100	281,100	320,700	345,800
153	253,600	281,200	320,900	346,100
154	254,000	281,500	321,300	346,500
155	254,400	281,800	321,700	346,900
156	254,800	282,100	322,100	347,300
157	255,200	282,200	322,300	347,600
158	255,600	282,500	322,700	348,000
159	256,000	282,800	323,100	348,400
160	256,400	283,100	323,500	348,800
161	256,800	283,200	323,700	349,100
162	257,200	283,500	324,100	349,500
163	257,600	283,800	324,500	349,900
164	258,000	284,100	324,900	350,300
165	258,500	284,200	325,100	350,600
166	258,900	284,500	325,500	351,000
167	259,300	284,800	325,900	351,400
168	259,700	285,100	326,300	351,800
169	260,100	285,200	326,500	352,100
170	260,500	285,500	326,900	352,500
171	260,900	285,800	327,300	352,900
172	261,300	286,100	327,700	353,300
173	261,700	286,200	327,900	353,600
174	262,100	286,500	328,300	354,000

175	262,500	286,800	328,700	354,400
176	262,900	287,100	329,100	354,800
177	263,300	287,200	329,300	355,100
178	263,800	287,500	329,700	355,500
179	264,200	287,800	330,100	355,900
180	264,600	288,100	330,500	356,300
181	265,000	288,200	330,700	356,600
182	265,400	288,500	331,100	357,000
183	265,800	288,800	331,500	357,400
184	266,200	289,100	331,900	357,800
185	266,600	289,200	332,100	358,100
186	267,000	289,500	332,500	358,500
187	267,400	289,800	332,900	358,900
188	267,800	290,100	333,300	359,300
189	268,200	290,200	333,500	359,600
190	268,600	290,500	333,900	360,000
191	269,100	290,800	334,300	360,400
192	269,500	291,100	334,700	360,800
193	269,900	291,200	334,900	361,100
194	270,300	291,500	335,300	361,500
195	270,700	291,800	335,700	361,900
196	271,100	292,100	336,100	362,300
197	271,500	292,200	336,300	362,600
198	271,900	292,500	336,700	363,000
199	272,300	292,800	337,100	363,400
200	272,700	293,100	337,500	363,800
201	273,100	293,200	337,700	364,000
202	273,500	293,500	338,100	364,400
203		293,800	338,500	364,800
204		294,100	338,900	365,200
205		294,200	339,100	365,500
206		294,500	339,500	365,900
207		294,800	339,900	366,300
208		295,100	340,300	366,700
209		295,200	340,500	367,000
210		295,500	340,900	367,400
211		295,800	341,300	367,800
212		296,100	341,700	368,200

213	296,200	341,900	368,500
214	296,500	342,300	368,900
215	296,800	342,700	369,300
216	297,100	343,100	369,700
217	297,200	343,300	370,000
218	297,500	343,700	370,400
219	297,800	344,100	370,800
220	298,100	344,500	371,200
221	298,200	344,700	371,500
222	298,500	345,100	371,900
223	298,800	345,500	372,300
224	299,100	345,900	372,700
225	299,200	346,100	373,000
226	299,500	346,500	373,400
227	299,800	346,900	373,800
228	300,100	347,300	374,200
229	300,200	347,500	374,500
230	300,500	347,900	374,900
231	300,800	348,300	375,300
232	301,100	348,700	375,700
233	301,200	348,900	376,000
234	301,500	349,300	376,400
235	301,800	349,700	376,800
236	302,100	350,100	377,200
237	302,200	350,300	377,500
238	302,500	350,700	377,900
239	302,800	351,100	378,300
240	303,100	351,500	378,700
241	303,200	351,700	379,000
242	303,500	352,100	379,400
243	303,800	352,500	379,800
244	304,100	352,900	380,200
245	304,200	353,100	380,500
246	304,500	353,500	380,900
247	304,800		381,300
248	305,100		381,700
249	305,200		381,900
250	305,500		382,300
251	305,800		382,700

	252		306,100		383,100	
	253		306,200		383,400	
	254		306,500		383,800	
	255		306,800		384,200	
	256		307,100		384,600	
	257		307,200		384,900	
	258		307,500		385,300	
	259		307,800		385,700	
	260		308,100		386,100	
	261		308,200		386,400	
	262		308,500		386,800	
	263		308,800		387,200	
	264		309,100		387,600	
	265		309,200		387,900	
	266		309,500		388,300	
	267		309,800		388,700	
	268		310,100		389,100	
	269		310,200		389,400	
	270				389,800	
	271				390,200	
	272				390,600	
再任用 職員		197,300	208,700	227,500	248,700	280,000

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「三人」を「四人」に改め、同条第二項中「及び農政部」を削り、「命ぜられた事務を」の下に「農政部に置かれる次長のうち二人は上司の命を受け、部内の特に命ぜられた事務を」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十九号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第五十七号)第一条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成三十年十二月二十七日とする。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第五十八号)の施行期日は、平成三十年十二月二十七日とする。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十七日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一号中「配偶者」の下に「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」を加える。

第二十六条の四第二項中「又は配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」のない旨を削る。

第三十四条第二項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「二万円」を「二万円」に改め、同項第三号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項第四号中「五千九百円」を「六千円」に改め、同項第五号中「六千七百円」を「六千九百円」に改め、同項第六号中「五千三百円」を「五千五百円」に、五千九百円を「六千円」に改め、同項第七号中「五千三百円」を「五千五百円」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「八千五百円」を「八千三百五十円」に改め、同条第四項中「二万円」を「二万二千円」に、「二万五百円」を「二万円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に、「職員とは」を「職員は」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に改め、同項第一号中「六千八百円」を「七千三百円」に改め、同項第二号中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号口中「二千九百円」を「三千円」に改め、同号八中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百三十」に改め、同号口中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改める。

別表第二（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2(第25条の7関係)

職員の区分 期間の区分	第1項職員				第2項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
	円	円	円	円	円
1年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
1年以上 2年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
2年以上 3年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
3年以上 4年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
4年以上 5年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
5年以上 6年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
6年以上 7年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	27,000
7年以上 8年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	24,000
8年以上 9年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	21,000
9年以上10年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	18,000
10年以上11年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	15,000
11年以上12年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	12,000
12年以上13年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	9,000
13年以上14年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	6,000
14年以上15年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	3,000
15年以上16年未満	368,800	308,600	251,200	184,700	
16年以上17年未満	364,800	305,300	248,600	183,100	
17年以上18年未満	360,800	302,000	246,000	181,500	
18年以上19年未満	356,800	298,700	243,400	179,900	
19年以上20年未満	352,800	295,400	240,800	178,300	
20年以上21年未満	348,800	292,100	238,200	176,700	
21年以上22年未満	331,900	278,300	226,200	167,500	
22年以上23年未満	314,700	264,300	214,300	157,700	
23年以上24年未満	298,000	250,800	202,300	148,600	
24年以上25年未満	281,100	236,900	190,500	138,900	
25年以上26年未満	264,200	223,200	178,700	129,700	
26年以上27年未満	243,400	205,600	164,300	118,700	
27年以上28年未満	223,000	188,500	150,000	108,300	
28年以上29年未満	202,600	171,200	135,700	98,000	
29年以上30年未満	181,800	153,600	121,400	87,000	
30年以上31年未満	159,900	135,600	106,400	76,400	
31年以上32年未満	138,000	117,300	91,600	65,300	
32年以上33年未満	116,300	99,400	76,400	54,900	
33年以上34年未満	84,400	73,400	57,300	40,700	
34年以上35年未満	54,600	49,100	38,900	27,500	

別記
第1号様式(第26条の4関係)

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

扶 養 親 族 届

(年 月 日提出)

任命権者 様	勤務公署名			
	職名		氏名	印

条例第12条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由(該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること。)

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	年 収 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の 種 類	金 額		

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入すること。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は、市区町村名まで記入すること。
- 「年収額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入すること。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)をそれぞれ記入すること。

参 考

--

上記のとおり認定する。	取扱者 認 印				
年 月 日					
職名	氏名	印			

附 則

47
に改める。

別表第七の表中

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
46
47
47

55
55
55
55

に改める。

50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55

55
55
55
56

を

45
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48
49
49
49
50

51
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
55
55

別表第七への表中

46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
51
51

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63

に改める。

別表第七の表中

58
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
64

を

63
63
63
63
63

に改める。

- 1 (施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(以下「旧規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成三十年十二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社